



富士市人権推進協議会 ライオンズクラブ **人権尊重** **市民みんなの愛言葉**

富 士市は今年度、法務省と全
 国人権擁護委員連合会から
 人権モデル地区に指定されていま
 す。全国で指定された十四地域で
 は、人権尊重の心を広める活動を
 積極的に行い、全国の見本になる
 ように努めます。

人権は、すべての人が等しく幸
 せな生活を営むための基本的な権
 利。この権利をみんな持っている
 のですが、自分の権利だけを主張
 したり行動したりすると、他人の
 人権を侵すことになります。

例えば、自分が音楽を大きな音
 で聞きたいからといってボリューム
 を上げたり、気に入らないから
 といって他人
 をいじめたり
 すると、ほか
 の人の人権を
 侵してしま
 います。

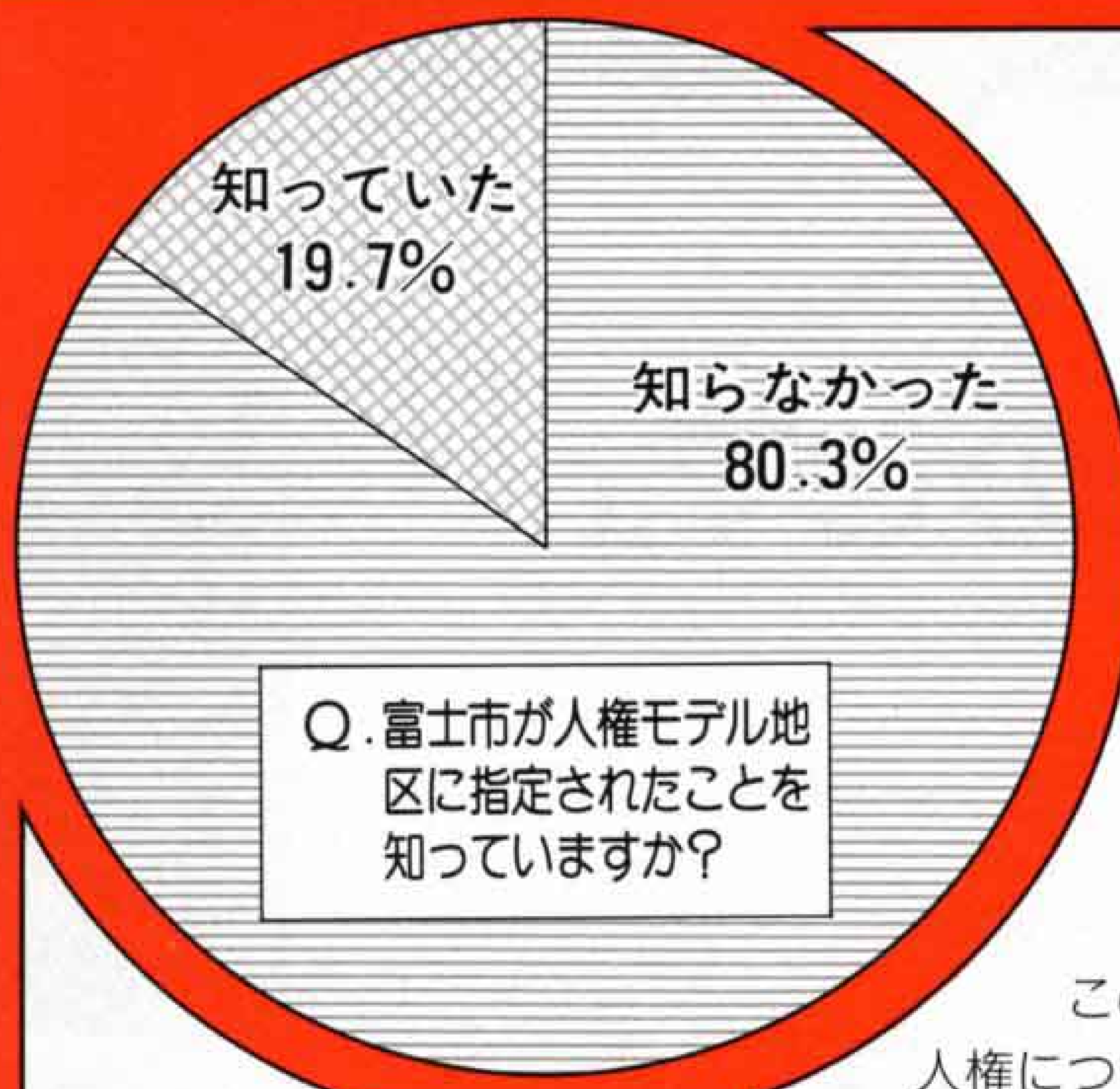
そんなこと
 にならないよう、相手の立場も考
 えて、お互いの権利を尊重し、愛
 と思いやりのある人間関係をつく
 っていくことが大切です。

このように非常に大切で守って
 いかねばならない人権を、皆
 さんに知っていただくために、富
 士市人権モデル地区推進協議会は
 啓発活動を行ってきました。人権
 の花などの配布や、作文・ポスタ
 ー・書道の募集、垂れ幕・横断幕
 の掲示、アンケート調査、各地区
 での人権モデル地区講演会など。

今回は、この事業で行ったアン
 ケート調査の結果と、十二月の人
 権週間についてお知らせします。



人権に関するアンケート結果



このアンケートは、皆さんが人権についてどれくらい知っているか、どのような意識を持っているかを調査したもの。ことしの6月から7月に行い、対象は20代から70代までの男女各200人、計400人を市内全域から無作為抽出。回答率は47%でした。

この結果をもとにして、市民全員に人権を理解していただき思いやりのある街をつくるよう活動していきます。

なお、第2回のアンケートを来年1月に行う予定です。ご協力をお願いします。

Q. 市役所などで人権相談所が開かれていることを知っていますか?

知っている	45.7%	知らない	54.3%
-------	-------	------	-------

Q. 人権相談に無料で応じてくれることを知っていますか?

知っている	36.2%	知らない	63.8%
-------	-------	------	-------

Q. 人権相談所を利用したことがありますか?

利用した	1.6%	利用したことがない	98.4%
------	------	-----------	-------

人権相談は、皆さんの毎日の生活の中での困りごと、悩みの相談を受け、その問題に対してのアドバイスや助言を無料で行います。

人権相談はこちらで行っています。

◎静岡地方法務局 富士支局 1階
 月曜日～金曜日 8:30～17:00

◎市役所 2階 市民相談室
 毎週木曜日 10:00～15:00

お気軽にご相談ください

Q. 人権擁護委員という名称を聞いたことがありますか?

ある	47.3%	ない	52.7%
----	-------	----	-------

人権擁護委員とは、地域の中で皆さんの人権を守るための活動や、人権を知っていただくための活動をする人です。

12月10日は人権デー (Human Rights Day) 12月4日~10日は人権週間です。

人権デーは、世界人権宣言が国連で採択された日を記念して定められたもので、こととして45回目になります。

人権デーを最後とする1週間を人権週間と定め、この期間には人権に対する意識を高めるための啓発活動を行います。



富士市人権モデル地区ポスターの部
最優秀賞 重高真水美さん (吉原北中)

★特設人権相談

あなたの身の回りで困っていること、悩みなどの問題 (隣近所とのもめごと、騒音、相続、扶養など) に、人権擁護委員が相談にのります。どんなことでもお気軽にご相談ください。

- ◎12月7日(火) 社会福祉センター広見荘
 - ◎12月8日(水) 社会福祉センター田子浦荘
 - ◎12月9日(木) 東部市民プラザ
 - ◎12月10日(金) 鷹岡市民プラザ
- ※時間はいずれも10:00~15:00です

★街頭啓発

とき 12月6日(月) 9:00~10:30
ところ JR富士駅前、吉原本町通り

★人権ポスター・書道展

とき 12月3日(金)~13日(月)
ところ 市役所2階市民ギャラリー



富士市人権モデル地区書道の部
最優秀賞 杉山実奈さん (元吉原小)

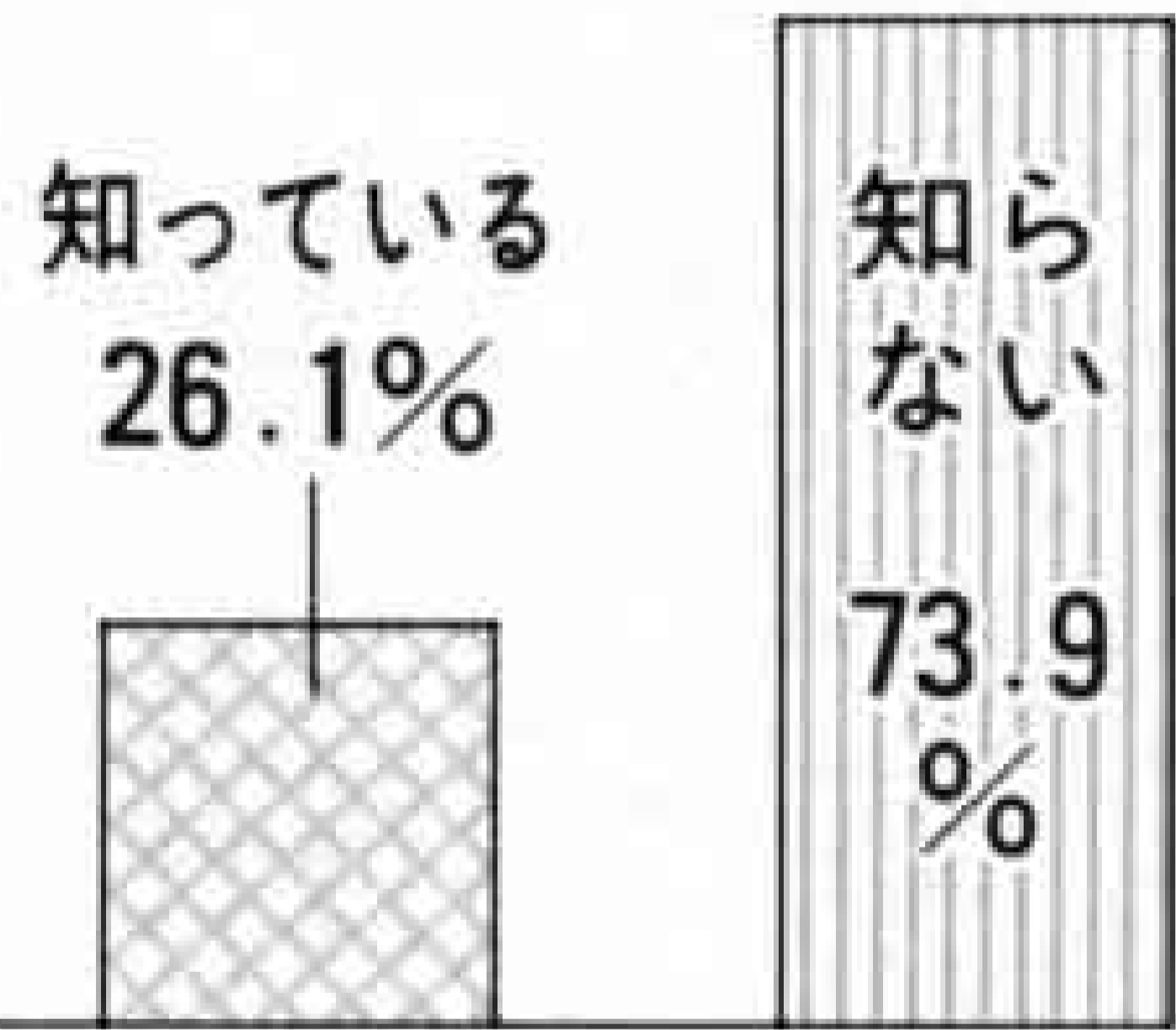
人権モデル地区講演会

人権についての講演会を各地区で行ってきましたが、今後も続けていきます。地域、グループで開催を希望する人は、社会福祉課へ申し込んでください。

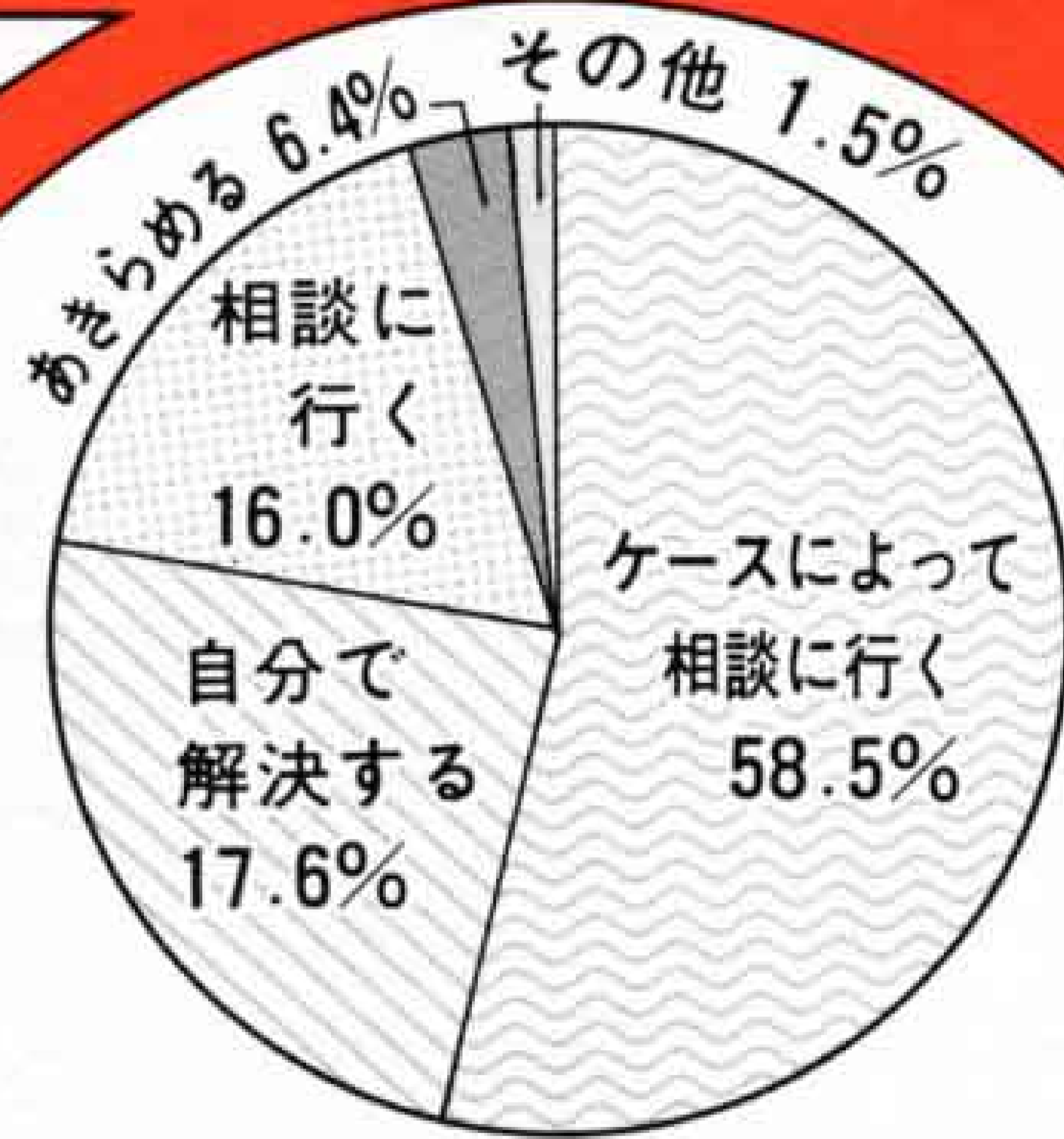
◇内容 人権とは、人権が侵された事例、人権擁護機関の仕組み、人権擁護委員の職務、相続問題など

問い合わせ 社会福祉課 内線2312または静岡地方法務局 富士支局 ☎53-1200

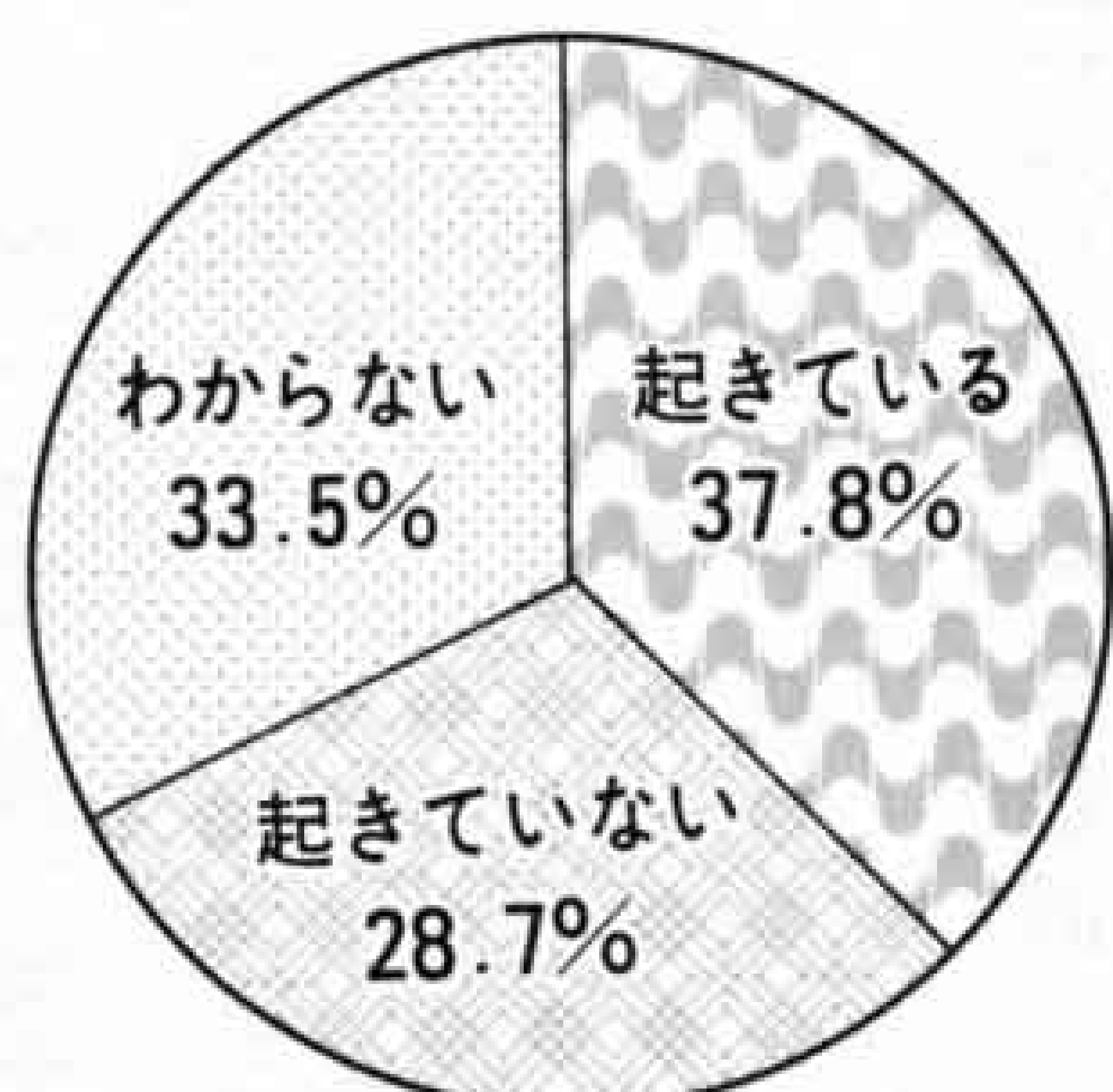
Q. 正当な権利を主張するために裁判を起こそうと思っても、お金がないという人のために、その費用を立てかえてもらえる「法律扶助制度」を知っていますか?



Q. 人権を侵害されるようなケースにぶつかった場合、法務局や人権相談員に相談しますか?



Q. 差別やいじめなどの人権問題が身の回りで起きていますか?



Q. 外国人ともよい関係をつくりたいと思いますか?

- 思う 60.1%
- 思わない 5.3%
- わからない 34.0%
- 未回答 0.6%

Q. 自分の人権が侵されたと思ったことがありますか?

ある	20.2%	ない	79.8%
----	-------	----	-------

Q. あると答えた人は、どんな侵害を受けましたか?

- 1** 隣近所のあらぬうわさや陰口、いざこざなど 31.6%
- 2** 夫婦、親子、嫁しゅうなどの家庭問題 15.8%
- 3** プライバシーの侵害 15.8%
- 4** 賃金差別や不当な取り扱いなど職場の問題 13.2%
- 5** 市役所、警察、学校など公共機関での不当な扱い 13.2%
- 6** その他 10.4%